

# 第 7 回御指摘事項に関する資料



# 派遣社会教育主事の実施状況について



市町村の社会教育指導体制の整備充実（社会教育主事未設置市町村の解消及び複数設置の促進）を図るため、都道府県が都道府県教育委員会の職員の身分を有する社会教育主事を、市町村の求めに応じて市町村教育委員会事務局に派遣する制度。

## ＜都道府県における派遣社会教育主事制度の有無＞（社会教育調査）

	有	無
平成 11年度	<p>【41道府県】</p> <p>北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄</p>	<p>【6都府県】</p> <p>東京、長野、静岡、大阪、鳥取、高知</p>
令和 3年度	<p>【8道府県】</p> <p>北海道、宮城、秋田、群馬、富山、京都、島根、山口</p>	<p>【39都府県】</p> <p>青森、岩手、山形、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄</p>

## ＜財政措置の経緯＞

- ・昭和49年度 給与費補助による都道府県に対する国庫補助制度開始
- ・昭和60年度 交付金制度を改正し、「社会教育指導者事業交付金」により、必要経費の一部を交付  
⇒平成9年度限りで「社会教育指導者事業交付金」廃止
- ・平成10年度 一般財源化し、地方交付税にて措置

## ○社会教育主事講習に関する規程

＜社会教育法（昭和二十四年六月十日法律第二〇七号）＞（抄）

（社会教育主事の資格）

**第九条の四** 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

一 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ～ハ（略）

二～四（略）

＜社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）＞（抄）

（修了証書の授与）

**第八条** 講習を行う大学その他の教育機関の長は、第三条の規定により八単位以上の単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。

2（略）

3 第一項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。

## ○社会教育主事養成課程に関する規程

＜社会教育法（昭和二十四年六月十日法律第二〇七号）＞（抄）

（社会教育主事の資格）

**第九条の四** 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

一・二（略）

三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イから八までに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

四（略）

＜社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）＞（抄）

**第十一条** 法第九条の四第三号の規定により大学において修得すべき社会教育主事の養成に係る社会教育に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。

表（略）

2（略）

3 第一項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。

# 社会教育士の称号の取得・社会教育主事への任用の流れについて

大学に入学

社会教育主事講習の受講資格を満たす

- ①大学に2年以上在学し、62単位以上修得
- ②教育職員の普通免許状を所有
- ③2年以上社会教育主事補等の職にある 等
- ④4年以上学校で教諭や事務職員の職にある 等
- ⑤文部科学大臣が①～④と同等以上の資格を有すると認める者

令和元年度以前に  
社会教育主事講習又は  
社会教育主事養成課程を修了

社会教育主事養成課程  
(6科目24単位)を修了

(必要な科目と単位数)

- ・生涯学習概論(4単位)
- ・生涯学習支援論(4単位)
- ・社会教育経営論(4単位)
- ・社会教育特講(8単位)
- ・社会教育実習(1単位)
- ・社会教育演習・社会教育実習・  
社会教育課題研究のうち1科目  
以上(3単位)

社会教育主事講習  
(資格付与講習・4科目8単位)を修了

(必要な科目と単位数)

- ・生涯学習概論(2単位)
- ・生涯学習支援論(2単位)
- ・社会教育経営論(2単位)
- ・社会教育演習(2単位)

社会教育主事講習  
(一部科目指定講習・  
2科目4単位)を修了

(必要な科目と単位数)

- ・生涯学習支援論(2単位)
- ・社会教育経営論(2単位)

社会教育士(養成課程)の称号を取得

社会教育士(講習)の称号を取得

大学に二年以上在学し、  
62単位以上修得  
+  
勤務経験(A)1年以上

大学に二年以上在学し、  
62単位以上修得  
+  
勤務経験(A)3年以上

教育職員の普通免許状  
+  
勤務経験(B)5年以上

これらに相当する教養と  
経験があると都道府県  
教育委員会が認定

教育委員会からの発令により社会教育主事となる

勤務経験(A):社会教育主事補、司書、学芸員、その他文部科学大臣が指定する職や業務にあった期間  
勤務経験(B):学校等の学長、校長、副校長、副学長、学部長、教授、教諭、事務職員 等